

2017年FSC総会 動議一覧

本資料は、2017年FSC総会（バンクーバー開催）に提出された動議の投票結果をまとめ、FSC ジャパンが参考訳を提供したものである。訳に疑義がある際は常に英語原文が優先する。全動議の正式な英語のタイトルと投票結果は、以下のウェブサイトを参考にすること（FSC 国際会員のみが詳細を見られる）。

参考 URL : <https://ga2017.fsc.org/motions-outcome/>

参考：投票の仕組み

可決されるために必要な票数は以下の通り：

- 投票に参加した FSC 会員全員の 3 分の 2 の賛成票を得ること。
- 投票に参加した社会、環境、経済の各分会に属する会員のそれぞれ 2 分の 1 の賛成票を得ること。

つまり、幅広い賛成票だけでなく、社会、環境、経済それぞれの利害に一致する動議でないと、可決はされない仕組みである。この投票制度は FSC の特徴の一つである。




定款動議は、FSC の定款変更または原則と基準の変更を求める動議である。

方針動議は、FSC 規格や運用方法の変更を求める動議である。

すべての動議を議論するための時間が不足する懸念から、まずは審議の優先順位付けが会員によって行われる。

つまり、時間切れにつき投票できなかった動議は、そもそも会員内の優先順位が低いものである。

色の説明：

	緑色：可決
	赤色：否決
	灰色：投票前の取り下げ、他の動議に統合、時間切れにつき投票できなかった等

可決動議の動議番号をクリックすると、詳細を見ることができる。

1. 定款動議

1.1 ガバナンスレビューワーキンググループ（作業部会）によって提案された動議

投票結果

		投票結果
2017年動議 62番	FSC 会員の分会選択のための基準を見直しと、より明確な手続の策定。 目的：現在、分会選択が難しいケースがいくつか知られており、それらを解決するための明確なガイドを示す。	可決
2017年動議 63番	FSC ネットワーク発展のための戦略的な決定事項が、FSC 理事会によって方向付けられ、評価されることの保証。 目的：FSC ネットワーク発展のための意思決定における FSC 理事の権限を定款上で明確に示すことで、グローバル戦略が確実に反映されるようにする。	可決

1.2 ガバナンス

投票結果

2017 年動議 1 番	<p>世界の森林を維持、保存、復元するという FSC ミッションが、すべての FSC 会員によって本当の意味で支持されることの保証。</p> <p>目的：経済分会の法人会員である認証取得者と認証機関に向けた動議。特に認証機関に対して、FSC 制度の認定を受けていることを求める（他の森林認証の認定だけでは認めないとする）。</p>	投票前に取り下げ
2017 年動議 2 番	<p>FSC 国際理事選挙における、候補者の所属する分会の投票影響力の引き上げ。</p> <p>目的：候補者は、自身の所属する副分会の意見を代表する。そこで、理事選挙においても各分会が、それぞれに属する候補者を応援しやすくする。</p>	否決
2017 年動議 3 番	<p>社会、環境、経済分会と同等の権限を持つ第 4 の分会である先住民分会の設立。</p> <p>目的：先住民族が FSC 制度の中で、社会、環境、経済分会と同等の権限を持つようにする。</p>	否決
2017 年動議 6 番	<p>組織の運営を、グッド・ガバナンスの原則によって導く。</p> <p>目的：組織の戦略的な決定を民主的、かつ効果的に行うためにグッド・ガバナンスの原則を定款に入れ込む。</p>	可決

1.3 言語

投票結果

2017 年動議 5 番	<p>FSC の 3 つ目の正式言語としてフランス語の追加。</p> <p>目的：FSC 会員にはアフリカを中心として多くのフランス語圏の会員がいる。地域的な重要度からもフランス語を FSC の正式言語とすべき。</p>	否決
--------------	---	----

1.4 FSC の原則と基準の変更

投票結果

<p>2017 年動議 7 番</p> <p>（投票前の方針動議に変更し、内容を修正）</p>	<p>1994 年以降に自然林を転換して造られた人工林に関する要求事項として、過去の転換に対する補償としての自然生態系の復元及び保全の要求。</p> <p>目的：2014 年総会の可決動議 12 番では、1994 年以降に自然林を転換して造られた人工林が FSC 認証を取得するための条件の調査が求められた。この調査結果を反映するための方針を策定するための仕組みを作ること。</p>	可決
---	--	----

2 方針動議

2.1 ガバナンスレビューワーキンググループ（作業部会）によって提案された動議

投票結果

2017 年動議 64 番	<p>FSC 国際理事とナショナルオフィスの理事の繋がり構築。</p> <p>目的：地域のニーズを本部での戦略的な意思決定に反映する。</p>	否決
2017 年動議 65 番	<p>定款における FSC 理事及び FSC 事務局の役割と責任に関する解釈に関する規程。</p> <p>目的：FSC 理事、事務局長、事務局、その他の組織が持つ役割と責任を明確に示すための規程を作成する。</p>	否決
2017 年動議 66 番	<p>FSC 国際会員制度とナショナルオフィス会員制度が共存する国におけるこれら会員制度の統合。</p> <p>目的：ナショナルオフィス会員の意見を FSC 制度に反映する。</p>	否決

2017年動議 67番	FSC 内部監査制度の構築。 目的：FSC 指針と計画のパフォーマンスを示すデータを提示するため、そしてグッド・ガバナンスの原則の実施を確認するため。	可決
2017年動議 68番	監査の仕組みの構築。 目的：非会員からなる独立した監査委員会を立ち上げ、理事と事務局を通じて会員向けのアドバイスを提供する。	時間切れにつき 投票できず
2017年動議 69番	FSC 組織ガバナンスの見直し第二弾。 目的：2014年総会での可決動議 42 番の継続。また今回の総会動議 15 番も投票前に取り下げられ、こちらに統合された。	可決
2017年動議 70番	FSC の認定制度を司る規準文書の強化。 目的：認定機関（ASI）のサービス品質と一貫性の向上。このために問題の特定、ASI 独占によるリスクを調べるなど様々な活動を行い、最終的に強化された基準文書を作成する。	否決

2.2 FSC の運営

投票結果

2017年動議 4番	FSC の完全性を守るための委員会の立ち上げと倫理規定の作成。 目的：「組織と FSC との関係に関する指針」、「審査における不適合」、「FSC 規則と定款」でカバーされない活動、状況、苦情に対して FSC の信頼性と透明性と完全性を守るための独立した委員会を立ち上げ、倫理規定を作成する。	否決
2017年動議 8番	FSC 基準文書の枠組みに関するパブリックコンサルテーションの利害関係者参加状況改善、品質及び透明性の向上。 目的：利害関係者が参加しやすいよう「同時期の複数コンサルテーションを防ぐための年間計画作成」、「同時期に結成されるワーキンググループ数を 3 つに制限。FSC 理事による WG の優先順位付け」、「結果をすべての関係者が納得する品質の公開報告書にまとめる。」、「意見を採用/却下する際の明確な基準」、「コンサルテーション中の分会ごとの意見提出状況の公開」を求める。	否決
2017年動議 9番	FSC 総会可決動議及びその他の影響力の大きい企画に対するデューデリジェンス（影響分析）の実施。 目的：影響が大きいと考えられる可決動議及び FSC 理事会や FSC 本部によって提案された影響力の大きい企画に対して、副次的な悪影響がないかを調べ、必要であれば見直す。	否決
2017年動議 10番	森林所有者及び FM 認証取得者のための常設委員会の設立。 目的：FSC 会員内の FM 認証取得者割合が減り続けている。彼らの声が直接 FSC 理事会に届くようにする。	投票前に取り下げ
2017年動議 11番	2014 年総会での可決動議番である「利害関係者を関与させるためのガイドライン作成」の最優先での実施。 目的：この可決動議は、唯一理由の提示なしに進捗が全くない動議である。	時間切れにつき 投票できず
2017年動議 12番	グローバル戦略計画の実実施計画 目的：2017年12月までにグローバル戦略計画 2015-2020 の実施計画を準備し、提示すること。	投票前に取り下げ

2.3 モニタリング

投票結果

2017年動議 15番	<p>包括的なモニタリング・評価・報告システムの実施による、FSCの戦略的な目的に沿った、最適な組織ガバナンス、経営管理の透明性と説明責任の保証。</p> <p>目的：FSCの財源管理、人材配置等に関する意思決定の透明性を高めるためのツールを導入する。</p>	投票前に取り下げ (動議 69 に統合)
2017年動議 16番	<p>FSCの完全性、モニタリングと評価、価値を向上させるためのFM監査データ利用。</p> <p>目的：FM監査において提供される認証林のデータの内、活用されていなかった価値のあるデータを集積するデータベースの構築。</p>	可決

2.4 FSCネットワーク

投票結果

2017年動議 17番	<p>FSCネットワーク戦略の実施 - One FSC</p> <p>目的：ナショナルオフィスとFSCのガバナンス関係の見直し、そして発展途上地域への戦略的なリソース分配。</p>	投票前に取り下げ
-------------	---	----------

2.5 森林管理

投票結果

2017年動議 19番	<p>森林の復元に関する戦略とツールの作成。</p> <p>目的：破壊された森林や劣化した森林の復元という新たな市場においてFSCが機会をつかみ、グローバル戦略計画の2020年までの目標を達成するため。</p>	否決
2017年動議 20番	<p>保護地域や保全地帯におけるFSC認証のプロモーション。</p> <p>目的：今一度、これらの社会環境的、地域経済的な価値に注目して、FSCの価値を高めるべくプロモーションの方法を探る。</p>	否決
2017年動議 21番	<p>気候変動に関する動議</p> <p>目的：カンクン合意に向けてどのようにFSCが各国政府と協力していけるのかを調査するために、科学論文を精査する。FSCも気候変動の議論に参加すべく、気候変動枠組条約に申請する。</p>	可決
2017年動議 22番	<p>FM国内規格の信頼性保護及び、意欲的な水準の保証。</p> <p>目的：現在は異なるFM国内規格を比較して、要求水準を揃えるような仕組みがない。まずは、各国の規格を比較し、必要であれば規格策定過程を見直す。</p>	時間切れにつき 投票できず
2017年動議 23番	<p>異なる森林タイプと地域性に対するFSCの適用可能性保障。</p> <p>目的：P&C V5とIGIの導入で柔軟性が低下した。これらがすべての森林タイプと規模に適用できるのか分析し、結果に応じて柔軟性を高める変更をする。</p>	投票前に取り下げ
2017年動議 24番	<p>2014年総会の可決動議7番と65番の実施が国内法規制に適合することの保証。</p> <p>目的：2014年総会の可決動議65番には反対をしている国もいくつかある。この可決動議の実施のためには国家戦略と規制への適合も考慮する必要がある。</p>	投票前に取り下げ

2017年動議 25番	認証管理区画と主な HCVF の境界を GIS のレイヤーとして利用可能にする ことの保証。 目的：FSC 認証の透明性向上、より現代的な技術の活用のため、FM 認証取得者は認証林の境界を示した GIS ベクターレイヤーデータを監査時に提出。	否決
2017年動議 26番	リモートセンシングデータを用いた現代的な森林管理区画のモニタリングサ ービスの構築。 目的：FSC のサービスとして、認証取得者や利害関係者が利用可能な世界中の認証林をカバーするリモートセンシングデータを作成・提供する。	否決
2017年動議 27番	森林管理区画内における人道的な動物管理のベストプラクティス・ガイドラ インの作成。 目的：先住民族や伝統的民族の権利を考慮しつつ、認証林内での野生動物・家畜の人道的な管理方法のガイドを作成。	否決
2017年動議 28番	FSC にとって非常に重要な意味を持つケースにおいて FM 認証をサポートす るための資金調達プラットフォームの作成。 目的：認証の取得・維持が難しい状況にある森林をサポートし、同時にそのような意思を持つ大企業と繋げる場所を作る。	時間切れにつき 投票できず
2017年動議 29番	FM 国内規格の 5 年ごとの改訂に関する要求事項の見直し。 目的：FM 国内規格の改定には 2 年～4 年かかる。5 年おきの改訂は無駄が多く、効果が薄い。特定条件下で改訂を 10 年後まで延長できるようにする。	投票前に取り下げ
2017年動議 30番	グローバル戦略計画の実施のため、政府方針に影響を与えるような、より積 極的な FSC。 目的：各国、特に熱帯諸国の政府との関係性を強める。	否決
2017年動議 31番	中小規模の生産者のための、竹の環境及び社会経済的な木材の代替材料とし ての位置づけ。 目的：小規模生産者が認証竹のマーケティングをするための財源を用意する。	投票前に取り下げ

2.6 原生林景観 / 先住民族の文化的景観

投票結果

2017年動議 32番	樹冠より下からの視点での原生林景観 (IFL) の地図作成。 目的：現在の IFL 地図の定義である 500km ² 以上というのは北方林を想定しており、全世界に適用すべきでない。IFL 地図には、より科学的な地域のデータを用いるべき。	投票前に取り下げ
2017年動議 34番	2014 年総会の可決動議 65 番の実施が与える影響の地域別評価実施。 目的：2014 年総会の可決動議 65 番の第 5 項で予定されていた経済的な影響調査がまだ行われていない。特に熱帯の自然林では、動議 65 番の実施が経済的に与える悪影響が大きいと思われ、FSC の原則 5 の経済的な継続性を損ねるおそれがある。	可決
2017年動議 36番	2014 年総会の可決動議 65 番の「原生林の大部分 (Vast majority of IFL)」 という用語の明確化。 目的：国内規格策定グループが、原生林の大部分という用語をより明確に定める。	投票前に取り下げ

2017年動議 37番	原生林景観を景観規模で守るための景観的なアプローチ。 目的：原生林景観に一部含まれる FSC 認証区画の保護だけでは、「原生林景観の大部分」を守ることができない。認証の枠を超えて景観規模で持続可能な森林管理を推進する方法を探るための 2 つの専門家パネルを熱帯林用と北方林用に設立する。	否決
2017年動議 38番	先住民族の文化的景観。 目的：現在の FSC は森林保全と森林管理における先住民族の役割を十分に評価できていない。PIPC、先住民族の会員と協力して、原則 3、6、9 が確実に守られるよう、先住民族の文化的景観という考え方を定着させる。	否決
2017年動議 71番	先住民族の文化的景観を FSC が支持。 目的：FSC が先住民族の文化的景観を支持し、原生林景観における FPIC を尊重することを求める。	可決

2.7 社会

投票結果

2017年動議 39番	自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC) ガイドライン改訂の議論への分会バランスが取れた会員の参加。 目的：FPIC ガイドライン第 2 版の策定にあたり、分会バランスの取れたワーキンググループを結成し、必要な利害関係者を確実に関与させながら進める。	投票前に取り下げ
2017年動議 40番	「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC)」とは、相互に合意されたプロセスを通じて、時間をかけて得るものであることが明確になるように、新たな国際標準指標 (IGI) の策定。 目的：FPIC ガイドラインに整合するように現状の IGI の文言を修正する。	可決
2017年動議 41番	請負業者認証のための FSC 指針。 目的：小規模森林所有者の認証を推進するための、林業請負業者のための認証枠組みの策定（森林管理者が認証取得請負業者を活用する仕組み）。	投票前に取り下げ
2017年動議 42番	グローバル戦略計画 2015-2020 の実施における社会、環境、経済的指標の策定。 目的：戦略計画における社会、環境、経済的指標の策定にあたり、FSC 事務局が主導し、FSC 会員の意見を反映した上で、FSC 理事の承認を得ること（背景には、社会的な側面が、環境や経済と比べると低い扱いを受けているという感情がある）。	時間切れにつき 投票できず

2.8 小規模森林所有者とコミュニティ

投票結果

2017年動議 45番	小規模森林所有者の監査費用助成。 目的：AAF の一部を SLIMF 認証監査費用助成に当てる。	投票前に取り下げ
2017年動議 46番	小規模森林とコミュニティフォレストの認証を奨励することに優先順位を置いた FSC の新たなアプローチプログラムの実施。 目的：小規模森林所有者やコミュニティフォレストが FSC 認証を取得しやすくなるために様々な仕掛けプロジェクトを推し進め、また新たにいくつか提案されていることを実施する。	可決

2017年動議 47番	小規模・低強度管理森林 (SLIMF) のための FSC 生態系サービス規格の策定。 目的: 多くの SLIMF 認証取得者は木材収入よりも生態系サービスに力を入れている。P&C V5 の附則 C を完全に満たすのは費用が掛かりすぎる。SLIMF 用の生態系サービス認証規格を策定すべき。	投票前に取り下げ
2017年動議 48番	グローバル戦略実施計画 2017-2020 における、非木材林産物 (NTFP) の急速な発展。 目的: 2014 年総会の可決動議 58 番は NTFP 認証の障害の調査を求めた。戦略的に優先順位が下げられたこの動議の優先順位の引き上げを求める。	可決
2017年動議 49番	FSC 認証コミュニティフォレスト企業 (CFE) 及び中小民間企業 (SME) と投資家の関係強化。 目的: 銀行の融資を受けにくい CFE や SME が経済的に継続できるよう、障害や機会の調査を行う。	投票前に取り下げ

2.9 CoC

投票結果

2017年動議 43番	小規模・低強度管理森林 (SLIMF) クレジット。 目的: SLIMF 認証林から認証材を購入するインセンティブを与えるために CoC 規格において付加価値を与える。	投票前に取り下げ
2017年動議 50番	CoC における社会的な権利の強化。 目的: FSC CoC 制度においても FM 同様に ILO 中核的労働基準の順守を保証する。	否決
2017年動議 54番	小規模木材加工業者による OCP を利用した FSC 認証取得・維持のための CoC 規格の見直し。 目的: 監査費用が認証取得の障害となる小規模な木材加工業者が監査の代わりに OCP を利用して FSC 認証を取得する。	投票前に取り下げ

2.10 管理木材

投票結果

2017年動議 55番	管理木材認証の期限 (組織にとっての管理木材の終局) 目的: 現在管理木材で満足しており、認証材を不要とする状況が多々見られる。そのため 30-010 認証は 3 年、40-005 認証は 5 年で FSC 制度から廃止する。	投票前に取り下げ
2017年動議 56番	管理木材戦略が整うまでの間、管理木材制度の機能と信頼性を保障。 目的: 2019 年 1 月 1 日までにすべての NRA と CNRA を完了させる。これらが期日までに完成しなかった国では企業によるリスクアセスメントによる調達も認めない。 CW の継続や廃止を含めたすべての選択肢を十分に検討するために、CW 戦略の構築を急ぐ。このために FSC 事務局をサポートする。	可決

2017年動議 57番	管理木材の段階的廃止。 目的：現在の FSC は管理木材に頼りすぎており、同時に管理木材の信頼性に関する問題は常に指摘されている。2023 年までに管理木材を廃止するための一連の措置を段階的に取るべき。	投票前に取り下げ
2017年動議 58番	管理木材戦略の重要性の強調。 目的：経済会員、特に紙業界の認証取得者と社会・環境会員それぞれの視点を明確に示した上で、FSC の市場シェアを伸ばすべく、妥当な落とし所を模索して戦略を構築する。	投票前に取り下げ

2.11 認定制度

投票結果

2017年動議 59番	認定制度の改善。 目的：現在 FSC において認定機関は ASI しかなく、ASI 監査のコストや品質が度々問題となっている。ASI 以外の組織も要件を満たせば認定機関として認められるようにすべき。	投票前に取り下げ
2017年動議 60番	FM 監査チームへの社会分野の専門家の参加。 目的：認証機関向けの一般要求事項（FSC-STD-20-001 V4-0）のボックス 2 では、監査チームに林業と環境の専門家を含めることは必須と書かれており、一方で社会分野の専門家は深刻な社会問題が起きている可能性が高い場合にのみ含めることと書かれている。この文章を修正して社会分野の専門家も常に含められるようにすべき。	否決
2017年動議 61番	認証審査の完全性と信頼性。 目的：FSC が、現在の認証の仕組みの完全性に対するリスクを見つめるための調査をし、解決策を提案する。 （背景には、認証機関が審査対象組織からお金をもらって審査をすること、そのものが利害関係となり、第三者認証の独立性を損ねているという指摘がある）	可決

可決された動議の詳細（動議番号順）

タイトル：組織の運営を、グッド・ガバナンスの原則によって導く。

動議番号：2017 年動議 6 番

内容：

以下の通り、定款第 7 条及び第 8 条を改訂する。

【現在の表現】

7 条：組織は、目的に沿う形で次を保証しなければならない。

1. 森林管理のための自主的かつ独立した認定及び認証プログラムを通じて森林管理の原則と基準を普及させる。
2. FSC 指針と認証機関向けの FSC 要求事項への適合に基づき、認証機関の認定及び評価をすることを保証する。
3. 森林管理レベルの向上の重要性をより認識してもらい、そのために認証というツールを使うことに利便性があることを伝える教育活動を実施する。
4. 指針作成者、意思決定者、森林管理者、立法者に対して責任ある森林管理に関する問題についてガイダンスと支援を提供する。

【提案する改訂後の表現】

5.として、以下を追加：

組織の運営がグッド・ガバナンスの原則によって導かれることを保証する。

【現在の表現】

8 条：組織には、以下の 2 つの信条がある。

1. FSC の原則と基準は、生産林として管理されている森林及び長期的な生態系サービスの提供のために管理されている森林を含む、世界中の熱帯、温帯、寒帯のいずれの森林にも同様に適用される。組織は、原則と基準に含まれる森林管理の環境、社会及び経済側面を同価値として扱わなければならない。組織は非営利かつ非政府組織として商業的利益、政府、多国間及び二国間機関による管理から独立していなければならない。ただしこれらの機関との協働を進めること。政府所有または政府管理団体は、理事会によって定められた特定要件の下でのみ、組織の会員として認められる。
2. 組織は、国内法令及び国際協定・合意の補完を模索し、環境に適切で社会的な便益をもたらす、経済的に継続性がある森林管理を推進しなければならない。FSC は、誰もが認定及び認証を利用できるための活動を推進し、小規模な認証機関や森林管理者に対する差別を避けなければならない。

【提案する改訂後の表現】

3.として以下を追加：

組織はグッド・ガバナンスの原則によって導かれなければならない。

- a) 包括性と平等性：すべての分会、すべての地域の会員が参加でき、同じだけの発言敬意を持ち、平等に扱われることを保証する。
- b) 透明性：すべての段階での開けた、かつ説明責任を果たした意思決定、誰もが理解できて使用できる明確な原則とプロセス、そして情報アクセスを通じて制度の信頼性を高める。
- c) コンセンサス：参加者間のバランスをとり、反対意見を認め、持続する共通合意に至る意思決定。
- d) 効率と効果：組織の基礎を揺るがすことなく、すべての段階で FSC のミッションの達成に明確に貢献し、世界の森林に利する現実的かつ定量可能な結果をもたらす意思決定。
- e) 独立性：意思決定において外部団体からの干渉を受けず、いかなる団体も支配せず、また支配されず、同時に汚職に関わっていないことが明らかな仕組み。

f) 応答性:すべての利害関係者が、彼らの懸念に対して適切かつ迅速に回答を得る。

g) 説明責任:自身の活動に対する責任を受け入れ、会員、すべての利害関係者及びより幅広い社会に対する説明責任を果たせる透明な仕組み。

h) 完全性と公平性 : FSC のミッションを達成するための完全性を示し、すべての活動において公平性を示す。

タイトル : 1994 年以降に自然林を転換して造られた人工林に関する要求事項として、過去の転換に対する補償としての自然生態系の復元及び保全の要求。

動議番号 : 2017 年動議 7 番

内容 :

FSC 会員は、自然林生態系を人工林に転換することに関する問題に対処することの戦略的な重要性、そして FSC 規準文書枠組の中の様々な場所で異なる方法で扱われている転換の問題を整合させる必要性を認識している。FSC 会員は FSC に対して、過去の調査に基づき、過去の転換に対する補償を考慮した全体論的な指針を策定し、原則・基準・指標レベルでこれを適切に扱い、国内規格策定グループに対するガイダンスを提供するための仕組みを整えることを求める。過去の転換に対する補償は、以下の観点による :

- a. 環境価値の復元及び/または保全。及び
- b. 社会経済的な価値の賠償。

タイトル : FSC の完全性、モニタリングと評価、価値を向上させるための FM 監査データ利用。

動議番号 : 2017 年動議 16 番

内容 :

我々は、既に FSC FM 監査を通じて収集されているデータをより良く活用するために、FM 監査報告およびデータ管理システムの向上を FSC に要求する。これは、費用や負担の追加を最小限になるようにし、次を満たすために必要な、一貫した、データを利用可能にするために行う :

- 規格の根拠データに基づく改善をサポートする。
- リスクに基づく監査方法の調整をサポートし、手法を策定する。
- 次世代の保証、モニタリング及び評価 (M&E) システムを構築する。

提供されるデータは、FSC の意思決定を助け、FSC 認証のメリットについてより適切に評価、情報発信できるように活用でき、FSC の価値命題を再活性化する助けとなる。

タイトル : 気候変動に関する動議

動議番号 : 2017 年動議 21 番

内容 :

1. FSC は、FSC 生態系サービスチームが参照しているものを含む科学論文を精査し、FSC がどのようにすれば、締約国 (政府) がカンクン合意に対応するための助力となり得るのかを調べるために調査を依頼する。
2. 調査結果は FSC 理事会によって承認されなければならない。
3. 承認された調査結果は、FSC 会員及び気候変動枠組条約の締約国に対して情報発信されなければならない。
4. FSC は、気候変動に関する議論に参加するために、気候変動枠組条約に申請しなければならない。これによって、直接締約国 (政府) と連携することができる。

タイトル：2014年総会の可決動議 65 番の実施が与える影響の地域別評価実施。

動議番号：2017年動議 34 番

内容：

2014年総会の可決動議 65 番及び、FM 国内規格策定の開始点となる国際標準指標（IGI）の実施に関連する管理・保護措置が短期的及び長期的に与える好影響及び悪影響を地域別に評価することを可能とする。動議 65 番の第 5 項に従い、地域別評価では、様々なシナリオで実施された動議 65 番及び IGI を比較し、環境、社会、経済的な側面を考慮するべきである。評価においては、先住民族、伝統的民族、森林に依存するコミュニティに対する影響評価を確実に含めるために特に努力すること。

タイトル：「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）」とは、相互に合意されたプロセスを通じて、時間をかけて得るものであることが明確になるように、新たな国際標準指標（IGI）の策定。

動議番号：2017年動議 40 番

内容：

国際標準指標（IGI）の中の先住民族に関する指標において、以下の文言の修正を行う。新たな文言による IGI は、認証申請者が次回の監査までに基準 3.3 に適合するために FPIC の締結を急ぐことよりも、コミュニティにとっては、時間をかけて相互合意を形成する方が重要だと考えている場合に、それが可能となり、コミュニティの満足度を高めることができる。具体手な修正点は以下の通り：

A) 指標 3.1.2：「事項」という用語を削除（英語原文では“issue”）。

現在の指標 3.1.2 は、次の通り：

3.1.1 で特定された先住民族*の慣習に合った*方法での協議*により、以下の事項が特定され、文書化及び/または地図上に記されている。

B) 指標3.2.4.2&4.2.4.2：「先住民族が管理の委託を検討している/地域社会が規制権限の委託を検討している」という箇所を削除。

新たな指標3.2.4.2&4.2.4.2を次の通りに提案：

特定された先住民族*/地域社会が持つ権利へ影響を与える管理活動の実施前に、以下を含むプロセスにより先住民族*/地域社会から自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*を得ている。

2) 先住民族/地域社会の資源の価値を経済、社会、環境面から伝えている。

C) 以下の通り、新たな指標の追加を提案する：

3.2.5 FPICを得るための過程（FPICプロセス）がまだFPICの締結まで至っていない場合、組織と影響を受ける先住民族/地域社会は、誠実さ*とコミュニティの満足度の向上に向けた、相互に合意されたFPICプロセスに従事する。

*誠実さとは、ILO条約で使用されており、次の通り審査可能な要素として認識されている：誠実の原則は、両当事者が合意に至るために出来る限りの努力を行い、誠実かつ建設的な交渉をし、交渉の遅滞を避け、締結された合意を尊重し、それらを誠実に適用し、争議についての議論と解決のために十分な時間を与えること。）

タイトル：小規模森林とコミュニティフォレストの認証を奨励することに優先順位を置いた FSC の新たなアプローチプログラムの実施。

動議番号：2017 年動議 46 番

内容：

小規模森林とコミュニティフォレストが飛躍的に FSC 認証を取得・維持し易くなり、また認証の便益を得ることができるようになるための活動を中心に置き、進捗と結果を常に報告する FSC の新たなアプローチプログラムの実施を優先する。活動には以下が含まれる。

- コミュニティフォレスト認証ツールの承認と国際的な履行（2014 年総会の可決動議 83 番の通り）。
- 請負業者認証の策定と実施。請負業者認証が実態に則さない国においては、小規模森林所有者が認証を取得しやすくなるためのその他の仕組みの模索と実施。
- グループ認証規格の改定。これには、現在の規格の包括的な評価による長所と短所の特定、乗り越えられる障害の特定、グループ認証を普及させるための解決策やツールの開発（例：簡素化、請負業者認証の適用、グループ認証におけるリスクに基づくアプローチ）が含まれる。
- 小規模森林及びコミュニティフォレスト由来の林産物と生態系サービスの市場を作るための堅固な戦略。これには、認証取得企業がサプライチェーン内でこれらの原材料を調達するために実際に機能する動機付けを含む。
- 小規模森林及びコミュニティフォレストのためのリスクに基づくアプローチを制度全般で採用するための方法の検討とパイロットテストを迅速に進める。
- 小規模森林所有者、特に非常に小規模な森林所有者（閾値は国ごとに決定する）のための簡素化された規格を作るための「規模、強度、リスク（SIR）」コンセプトを最大限活かすために、国内規格策定グループを支援する。
- 小規模森林所有者の認証審査過程に紐付いた費用の調査及び、この過程をより費用対効果の高いものにするための勧告。これには、実施と検証の両費用における潜在的な資金メカニズムが含まれる（これは小規模森林所有者の類型学調査及び、コミュニティフォレスト規格策定プロセスに含めることができる）。

FSC は、新たなアプローチプログラムに向けた効率的なリソースの割当てとプログラムの実施への努力を続ける中で、更に以下の要素をアプローチに取り込まなければならない。

- 小規模森林所有者、グループ管理者、コミュニティ、認証機関、その他の実践者に向けたコミュニケーション戦略。これには、イノベーションを迅速に導入、拡散することを目的とした使いやすいガイダンス、ベストプラクティス、ひな型やその他の手法が含まれる。
- すでに小規模森林所有者やコミュニティのために、またはそれらと一緒に活動をしている組織と関係構築をするためのパートナーシップ戦略。これは相乗効果を発揮し、小規模森林所有者やコミュニティの認証普及を推し進め、彼らが便益を得られるようにすることを目的とする。
- いくつかの選択された国において、可能であれば上記のパートナーと共に、様々なアプローチの実現可能性を評価するための試験やパイロットプロジェクトを数多く実施する。
- 新たなアプローチに生態系サービスの要素を入れ込むことの長所と短所、そして可能性を調査する（例：独立した規格として、コミュニティフォレスト規格に組み込む、FM 規格の附則として）。
- FSC 制度がどのようにすれば責任ある投資家からの信頼を得やすくなるのか、また FSC 認証された小規模森林所有者やコミュニティに由来する製品やサービスにどのように関与してもらえるかの調査。

タイトル：グローバル戦略実施計画 2017-2020 における、非木材林産物（NTFP）の急速な発展。

動議番号：2017 年動議 48 番

内容：

FSC は、グローバル戦略計画 2017-2020 において、非木材林産物（NTFP）を優先し、NTFP の認証とマーケティングを助けるための新たな、機能的なツールが開発されたことを示さなくてはならない。

タイトル：管理木材戦略が整うまでの間、管理木材制度の機能と信頼性を保障。

動議番号：2017 年動議 56 番

内容：

1. 改定規格と新しい仕組みの実施：

FSC 会員は、ナショナルリスクアセスメントの策定のために承認された規格及び改定された管理木材と審査員に関する規格が 2019 年 1 月 1 日までに完全履行され、この日以降企業によるリスクアセスメントが認められなくなることを確約する。FSC 指針規格課（PSU）が、期日までに受け取っている CNRA 及び/または NRA をまだ承認処理していない場合は、例外扱いとなる。FSC 会員は、この動議を実現するためのリソースが割り当てられ、進捗が分かりやすく報告されることを期待する。

2. 管理木材戦略の構築

管理木材戦略の構築過程においては、管理木材の段階的廃止から継続利用まですべての選択肢について平等な検討がされなければならない。2017 年総会から 1 ヶ月以内に、すべての 3 つの分会と多様な見解を代表する小さなチームを設立し、2018 年 6 月に開催予定の管理木材戦略会議の準備に関して事務局を支援する。このチームはコミュニケーション及び情報交換を手助ける。FSC は、総会から管理木材戦略会議の間の過程で必要なリソースを提供しなければならない。管理木材戦略会議参加者の選定及び、選定理由は透明性のために開示され、選定にあたっては様々な意見を持つ利害関係者のバランスを取る。同会議の成果である管理木材戦略は FSC 理事会の承認に回される前に FSC 会員によるコンサルテーションに回されなければならない。

FSC は、緊急性の問題として、管理木材戦略の構築過程をサポートするために、正常な意思決定に必要なデータを収集、提供しなければならない。データの形式や、データ入手までの適切な期間についてはこのプロセスの最初の段階で上記チームと事務局の間で決めなければならない。

タイトル：認証審査の完全性と信頼性。

動議番号：2017 年動議 61 番

内容：

FSC は、認証審査及び評価サービスを提供するための制度について公平かつ独立した再調査を行わなければならない。

目的は次の通りである：

- 様々な状況における様々なリスクを考慮した上で、FSC の保証制度の完全性及び客観性に対して存在し得る脅威の特定と対処。
- 保証制度の厳格さ、客観性及び信頼性を強化するため、特定された問題に対処できる可能性のある解決策の提案。

タイトル：FSC 会員の分会選択のための基準を見直しと、より明確な手続の策定。

動議番号：2017 年動議 62 番

内容：

定款第 20 条の最終段落の文章を以下のように改訂する。

【現在の文章】

分会選択において疑義が生じた場合、会員が経済、社会、環境のいずれの分会に属すべきか、理事会が最終決定権を持っている。

【改訂後の文章の提案】

会員が経済、社会、環境のいずれの分会に属すべきかに関する理事会の決定を導くための FSC 会員の分会選択のための基準が整っていないなければならない。

タイトル：FSC ネットワーク発展のための戦略的な決定事項が、FSC 理事会によって方向付けられ、評価されることの保証。

動議番号：2017 年動議 63 番

内容：

定款第 38 条に次の文章を追加する：「FSC ネットワークの発展と優先順位付けに関する決定を含む、戦略的な方向性は FSC 理事会によって決定及び評価される。」

【改訂後の文章の提案】

第 6 章
FSC ネットワーク

第 38 条. 組織は、以下に記載された、組織の目的とミッションに沿ったナショナルオフィス及びその他のネットワークパートナーを助け、サポートしなければならない。この目的は、組織の仕事を分散化し、組織の構造と目的に沿った形で各国、各地域の参加を奨励することである。FSC ネットワークの発展と優先順位付けに関する決定を含む、戦略的な方向性は FSC 理事会によって決定及び評価される。ナショナルオフィスのためのガイドライン及び最少要求事項は事務局によって準備、公開されなければならない。これらによってネットワークパートナーは意思決定における合意形成の追求が求められなければならない。このような意思決定は、本定款 19 条及び 20 条に記載されており、組織によって定義されている分会モデルに従い、各分会の支持を証明する方法を採用しなければならない。ある国にネットワークパートナーが設立される際には、以下のいずれかのカテゴリーに当てはまらなければならない。

...

タイトル：FSC 内部監査制度の構築。

動議番号：2017 年動議 67 番

内容：

FSC ガバナンスレビューワーキンググループは、FSC が国際的に認められた規格に基づいた、体系的かつ独立した内部監査制度を構築することを提案する。目的は優れた経営実践（グッド・マネジメント・プラクティス）の推進及びグッド・ガバナンスの原則の実施を保証することである。この制度は、理事会と事務局パフォーマンス評価、そして計画や指針の実施状況の評価を可能とするデータの提供を目的とし、会員向けに情報発信すべきである。

タイトル：FSC 組織ガバナンスの見直し第二弾。

動議番号：2017 年動議 69 番

内容：

FSC 会員は、ガバナンスレビューの継続を推奨する。これには以下が含まれる：

- (a) 組織が成長するにつれて、会員の関与と参加水準が向上・強化されるための FSC の将来的なガバナンス構造について更に検討する。これには、潜在的な代表意見の拡大をもたらす影響分析及び、グローバル戦略計画で特定されている主要な利害関係者グループがより積極的に関与するための包摂の仕組みの検討が含まれる。
- (b) FSC 理事とガバナンスレビューワーキンググループ（GRWG）によって合意され、FSC 会員によって可決されたグッド・ガバナンスの原則に関する動議について、GRWG によって示された推奨事項の実施状況のモニタリングとフォローアップ。
- (c) 子会社及びナショナルオフィスを含む FSC の最適な組織ガバナンスと経営管理の透明性及び説明責任を保証するための戦略と行動計画。これは、FSC の目的とグッド・ガバナンスの原則に沿ったものであり、包括的なモニタリング・評価システムと会員への報告システムの実施に基づく。

タイトル：先住民族の文化的景観を FSC が支持。

動議番号：2017 年動議 71 番

内容：

FSC は、先住民族の文化的景観を支持し、原生林景観における「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）」を尊重する。